

学校において予防すべき感染症による出席停止について

学校においては、学校保健安全法第19条及び呉市立呉高等学校学則第25条の規定により、生徒が感染症にかかった場合、学校での蔓延・流行を防ぐため出席を停止させることとなっています。

次にあげる感染症と診断された場合は、主治医の指示に従い、家庭でゆっくり休養するとともに、感染予防のために、外出・友人等との接触を控えてください。他の生徒への感染のおそれなくなり、医師の許可が出ましたら、再登校時に「治癒証明書」を担任に提出してください。出席停止期間は、「出席すべき日数」から差し引かれます。なお、「治癒証明書」記入にかかわり、高額な料金が発生する場合は、事前に学校へ連絡してください。

学校において予防すべき感染症の種類		出席停止期間
第一種	エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 痘そう, 南米出血熱, ペスト, マールブルグ病, ラッサ熱, 急性灰白髄炎, ジフテリア, 重症急性呼吸器症候群 (SARS), 鳥インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し, かつ, 解熱した後, 2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱後, 3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふく風邪)	耳下腺, 顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し, かつ, 全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後, 2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
第三種	コレラ, 細菌性赤痢, 腸チフス, パラチフス, 腸管出血性大腸菌感染症, 流行性角結膜炎, 急性出血性結膜炎, その他の感染症	感染のおそれがないと認められるまで

※第二種においては結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除き、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。

----- キ リ ト リ -----

治癒証明書

年 組 番 生徒氏名

病 名 :
 (出席停止期間: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)

上記の生徒について、感染症が治癒したことを証明します。

令和 年 月 日
 医療機関名
 医 師 名 印